

別表2 「職業能力開発促進法による受験資格及び免除範囲」

受験資格		実務 年数 経験	免除の範囲			
			実技	学 科		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
a 学 校 教 育	●大学卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(5)	1	○	○		
	●高等専門学校卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(6)	2	○	○		
	●短期大学卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(6)	2				
	●職業課程の高等学校卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(7)	3				
	高等学校又は中等教育学校卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(8)	5				
	高等学校卒業程度認定試験規則による試験に合格した者及び高等学校卒業程度認定試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による検定に合格した者 (昭和45年4月1日、労働省告示第17号)	5				
	中学校卒業（実務経験のみ） 法30③(2)、施行規則45の2②(10)	8				
b 職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了 法30③(2)、施行規則附則(平成25年4月18日厚生労働省令第61号)第4条	1				
	長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了（職業訓練指導員免許の交付を受けた者） 法30③(2)、施行規則附則(令和2年3月31日厚生労働省令第61号)第6条	1	dのうち「職業訓練指導員免許所持者」参照			
	指導員養成訓練の指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了（職業訓練指導員免許の交付を受けた者） 法30③(2)、施行規則45の2②(1)	1	dのうち「職業訓練指導員免許所持者」参照			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 法30③(3)、施行規則45の2③(1)	0	○	○		
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 法30③(2)、施行規則45の2②(2)	1	○	○		
	●普通課程の普通職業訓練修了 法30③(2)、施行規則45の2②(3)	2				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了 (昭和45年4月1日、労働省告示第17号)	3				
c 大 臣 が 指 定 す る 学 校 卒 業	●専門課程の専修学校卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(9)	2年制 3年制	3 2			
	●高等課程若しくは一般課程の専修学校又は各種学校卒業 法30③(2)、施行規則45の2②(9)	2年制	4			
		3年制	3			
d 職 業 訓 練 指 導 員	職業訓練指導員試験において免許職種の実技試験又は学科試験の系基礎学科、専攻学科、指導方法の合格者	0	一部合格証書の相当する範囲			
	職業訓練指導員免許所持者	免許職種と同一系	上記a～cに掲げる必要年数	○	○	
		上記以外の職種			○	
e 技 能 検 定	◎技能検定試験において免許職種の1級又は単一等級の合格者 (電子回路接続、バルコニー施工は除く) 法30③(1)、施行規則45の2①	0	○	○	○	
	◎技能検定試験において免許職種の2級の合格者 法30③(1)、施行規則45の2①	0	○			
	◎技能検定合格者 法30③(1)、施行規則45の2①	0				
f	他の法令等により試験の免除を受けることができる免許保持者 法30③(3)、施行規則45の2③(2)(4)	0	別表3参照			

※受験資格等は法第30条、施行規則第45条の2。免除の範囲は施行規則第46条

(注) ●印は、当該免許職種に関する学科を修了あるいは履修していることが必要です。

◎印は、別表4「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」を確認してください。

○印は、免除される範囲を示します。